

中濃地区防火協会会費納入規程

(目的)

第1条 この規定は、中濃地区防火協会会則（以下「会則」という。）第21条の規程により会費の納入方法等について定めるものである。

(会費)

第2条 会則第5条に規定する会員は、会費を納入しなければならない。

(会費の期間)

第3条 会費は、事業年度会費（以下「年会費」という。）とする。

(納入通知)

第4条 年会費は、年度始めに納入期限を定めて会員に通知するものとする。ただし、総会、研修会等で通知することが出来るものとする。

(納入の方法)

第5条 会費の納入方法は、原則として、納入通知書に記載された期限内に指定された金融機関へ振り込むものとする。ただし、必要により事務局及び支部事務所窓口へ納入するほか集金することができるものとする。

(委任)

第6条 この規程の施行に関し、必要な事項は会長が別にこれを定める。

附 則

この規程は、公布日から施行し、昭和56年12月2日より適用する。

附 則

この規程は、令和4年5月25日より適用する。